

日本メンタライゼーション研究会 会則

第 1 章 総則

第 1 条 名称

本会は日本メンタライゼーション研究会（英語名：The Japanese Study Group on Mentalization）と称する。

第 2 条 目的

本会は、メンタライゼーションに基づく治療（Mentalization-Based Treatment：MBT）またはその他のメンタライジング・アプローチに関する実践，研究を促進し，日本におけるその発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 事業

本会は，前条の目的を達成するため，以下の事業を行う。

1. 年 1 回の日本メンタライゼーション研究会学術集会の開催。
2. メールマガジンなどの発行。
3. その他，本会の目的にとって必要な事業。

第 4 条 住所

本会事務局の住所地は，東京都三鷹市大沢 3 丁目 10-2 国際基督教大学に置く。

第 5 条 財産

本会の財産は，本会の構成員に総有的に帰属する。

第 2 章 会員・会費

第 6 条 会員

本会の会員とは以下のものをいう。

医療，保健，福祉，教育，産業，司法矯正，心理臨床などの分野において，メンタライゼーションに基づく治療またはその他のメンタライジング・アプローチを実践しているもしくは研究に携わる専門家または大学院生であり，本会の目的に賛同して入会を申し込み，運営委員会による承認を得た個人。別に定める会費を納入したのち，会員として登録される。過去に本会の目的や事業に反する倫理的に不適切な行為を行った者には，入会を認めないことがある。

第 7 条 会費

1. 会費は 5,000 円とする。
2. 会員は毎年所定の期日までに会費を納入する。会費の納入を怠ると、その年の学術集会等での発表はできないものとする。また、2 年間以上会費の納入を怠ると会員資格を失うものとする。

第 8 条 倫理・罰則

会員が本会の目的や事業に反する倫理的に不適切な行為をした場合もしくは本会会則に違反する行為をした場合には、運営委員会の議を経て会長が罰則を与えることができる。罰則は以下のとおりである。

1. 文書または対面による譴責
2. 学術集会等への一定期間の参加停止
3. 会員からの除名

第 3 章 組織及び運営

第 9 条 運営委員

本会に以下の運営委員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長 1 名
3. 事務局長 1 名
4. その他の運営委員若干名

第 10 条 運営委員の役割

運営委員の役割は以下のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が不急の事態のときに会長を代行する。
3. 事務局長は運営に関する事務・連絡を行い、本会の会計を代表する。
4. その他の運営委員は運営委員会を組織し、それぞれの担当役割を果たす。

第 11 条 運営委員の選出

運営委員の選出は以下のとおりとする。

1. 運営委員は、事前に申し出た会員の中から、運営委員会が選出する。
2. 会長、副会長、事務局長は、運営委員の互選に基づき、運営委員会が選出する。

第 12 条 運営委員の任期

1. 運営委員の任期は 2 年とする。
2. 発起人が運営委員を務める期間中、運営委員の任にあたる者が諸般の事情で運営委員を務めることができなくなった場合、運営委員会の決定により、他の会員と交替することができる。

第 13 条 運営委員会

1. 運営委員会を、本会の最高議決機関とする。
2. 運営委員会は、本会の事業や組織、運営に関する基本事項について決定する。
3. 議長は原則として会長が務める。
4. 定足数は、運営委員総数の 3 分の 2 以上（委任状を含む）とする。
5. 運営委員会出席者の過半数により、議案を議決することができる。
6. 運営委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した運営委員が確認し当会に保存する。

第 14 条 監査

1. 本会に監査 2 名を置く。
2. 監査は本会の会計報告を監査する。
3. 監査は、会長の指名に基づき、運営委員会が選出する。

第 15 条 顧問

本会には運営委員会の推薦により若干名の顧問を置くことができる。

第 16 条 会務報告

本会の行う事業計画および報告、運営委員会の議決、会計報告は、電子メールを通して会員に通知する。会員は通知された内容について質問および意見を言うことができる。会員から寄せられた意見に対しては、運営委員会で議論した上で回答および対応する。

第 17 条 各種委員会

本会は必要に応じ、運営委員会の下に各種の委員会を置くことができる。

第 4 章 会計

第 18 条 会計年度

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までとする。

第 19 条 会計報告

本会の予算案および収支決算は事務局長が運営委員会に報告し、監査を経て承認する。運営委員会は、これらについて電子メールを通して会員に通知する。会員は通知された内容について質問および意見を言うことができる。会員から寄せられた意見に対しては、運営委員会で議論した上で回答および対応する。

第 5 章 会則の変更

第 20 条 会則の追加・変更

会則の追加・変更は、運営委員が提案し、運営委員会の議を経て決定する。なお、会員は会則の追加・変更について運営委員会に意見を言うことができる。会員から寄せられた意見に対しては、運営委員会で議論した上で回答および対応する。

付則

1. この会則は、2022年5月18日より発効する。
2. 運営委員の選出方法は、2024年度の改訂を目指し協議する。

組織図

